

# 長浜市空き家流通・活用促進事業補助金

## 申請前・申請要件確認チェックリスト（すべて該当する場合に申請できます）

### ●対象となる空き家は…

- 長浜市内に存在する
- 1年以上居住または利用者がいない
- 戸建て住宅（併用住宅の場合は、居住の用に供する部分の床面積の合計が2分の1以上であるものを含む）である
- 補助金の交付年度中に、売買契約又は賃貸借契約を締結した（締結する）
- 建築基準法その他の法令に違反する建築物又は公共工事の施工に伴う補償の対象となる建築物でない

### ●対象者は…

- 対象となる空き家の所有者（既に売買契約を締結済みの場合は、売主）である
- 賃貸または売却する相手が親族（3親等以内またはこれと同等）ではない  
※3親等以内の親族に売却・賃貸する場合は、住宅改修については「定住住宅改修促進事業」で助成が受けられる場合がありますのでお尋ねください
- 法人及び不動産業を営んでいない
- 長浜市税等に滞納がない
- 暴力団員ではない

### ●空き家改修事業

- 工事費用は30万円（税抜）以上である
- 補助金額は工事費用の10分の1（上限20万円）
- 下記の工事は補助対象外
  - ・住宅に附属していない車庫、物置等の工事
  - ・併用住宅の居住部分以外の改修工事
  - ・冷暖房器具、家電製品などの取付工事
  - ・カーテン、家具、調度品等の設置工事
  - ・電話、インターネット、ケーブルテレビなどの配線工事
  - ・外構工事、住宅改修を伴わない住宅の解体または除却工事

### ●空き家家財処分事業

- 空き家に残存する家財道具等の処分にかかる費用は10万円（税抜）以上である
- 補助金額は工事費用の3分の1（上限10万円）

### ●その他共通事項

- 施工業者は、長浜市内で事業所又は営業所を営む法人または長浜市内に本拠を有する個人事業者である
- 補助対象年度の2月末までに事業を完了できる
- 補助金の交付は、同一空き家および同一申請者に対して1回限り  
※1回の申請で、空き家改修事業と空き家家財処分事業を同時に行うことは可能です
- 交付申請する以前に着手した事業、申請者が業者を通さず直接行う事業、本市の他の補助制度の対象となる事業は対象外

## 提出書類一覧(長浜市空き家流通・活用促進事業補助金)

### 申請時の必要書類

書類	備考
交付申請書(様式第1号)	当課様式
空き家が1年以上利用されていないことがわかる書類	電気・ガスの閉栓がわかるもの 不動産業者の広告など
補助対象事業の見積書	
補助対象事業経費のわかる明細書	助成対象となる工事と、その費用が 判別できるもの
空き家の全体写真	
事業を行う部分の写真	
空き家の現在の所有者が確認できる書類	固定資産課税明細書 登記簿 等
(空き家改修事業のみ) 配置図および建物平面図	
売買契約書(保証書、引渡書、登記簿 等) または賃貸借契約書(締結済の場合)	実績報告の際に提出することも可能



交付決定通知



工事、事業の実施



### 実績報告時の必要書類

書類	備考
実績報告書(様式第4号)	当課様式
請求書	
領収書	
事業完了後の写真	申請時に提出した写真と比較できる もの
売買契約書(保証書、引渡書、登記簿 等) または賃貸借契約書	申請時点で提出していなかった場合